

令和6年度

第404回沖縄市農業委員会総会議事録

沖縄市農業委員会事務局

議長	沖縄市農業委員の皆さん、そして推進委員の皆さん、こんにちは。 ただいまから令和6年度第404回総会を開催いたします。 沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は13名中10名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 本総会に欠席の連絡がありますので報告します。12番長谷川亜紀委員が欠席となっております。3番仲宗根哲也委員、4番岸部忍委員につきましては後ほど参加の確認を行います。 沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、4番の岸部忍委員、8番の松堂直子委員ですが、4番の岸部忍委員が欠席の場合は別の方を指名しますので、その際にはよろしくお願いします。 事前現地調査委員は、2番仲村学委員、5番高宮城実一郎委員、11番島袋貴委員、報告者は5番高宮城実一郎委員にお願いします。 それでは、議案第1号、受付番号番、農地法第6条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号 受付番号6番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	現地調査を2番の仲村学委員、5番の高宮城実一郎委員、11番の島袋貴の3人で行っておりますので、調査報告を5番高宮城実一郎委員にお願いいたします。
5番	6月21日金曜日、午後1時から午後2時45分まで、2番の仲村学委員、11番の島袋貴委員、私、5番高宮城実一郎、また事務局からは中村主幹と仲村係長の5名で現地調査を行ってまいりました。補足につきましては、仲村学委員、島袋貴委員、よろしくお願いいたします。それでは、ご報告いたします。 議案第1号、受付番号6番、見取図の1ページになります。申請地の登川●●番は、沖縄葬祭場の東にあり、現況はバタフライピー畑でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、新規就農者になります。農地法第3条2第項第4号の農作業常時従事者の状況につきましても、農業従事者1名で、年農業従事日数300日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地にはバタフライピーの栽培の予定であり、周辺農地との調和も取れていると判断しました。 以上です。
議長	ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。
議長	それでは議案第1号 受付番号6番について、委員の意見を求めます。 質問ですが、申請者の年齢はおいくつですか。

事務局	37歳です。
議長	意見はございませんか。
	「進行」の声あり
議長	進行の声がございます。進行いたします。 それでは議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号6番を許可相当とすることに異議はありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしの声がございます。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号6番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。 (全委員挙手)
議長	全委員が賛成でございますので、議案第1号受付番号6番について、許可相当といたします。 進行いたします。 議案第2号受付番号5番から6番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第2号 受付番号5番から6番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	議案第2号につきましても現地調査が行われておりますので、5番高宮城実一郎委員、現況報告と農地の区分をお願いします。
5番	ご報告いたします。 議案第2号、受付番号5番、見取図の3ページになります。申請地はちばなクリニックの北西に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は、上下水道が埋設された道路沿いにあり、尚且つ500メートル以内に公共施設、医療施設、福祉施設等が2以上ある地域にあり、第3種農地としました。 受付番号6番、見取図の4ページになります。申請地は美東小学校の北に位置し、現況はコンクリート通路でした。農地区分は、上下水道が埋設された道路沿いにあり、尚且つ500メートル以内に公共施設、医療施設、福祉施設等が2以上ある地域にあり、第3種農地としました。 以上です。

議長	ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第２号受付番号５番から６番について、委員の意見を求めます。
議長	意見はございませんか。 (進行の声あり)
議長	進行の声がございます。 それでは議案第２号、農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号５番から６番を許可相当とすることに異議はありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしの声がございます。 議案第２号、農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号５番から６番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全委員挙手)
議長	全委員が賛成でございますので、議案第２号受付番号５番から６番について、許可相当といたします。 進行いたします。 議案第３号受付番号１番、農地法第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第３号 受付番号１番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	議案第３号につきましても現地調査が行われておりますので、５番高宮城実一郎委員、現況報告と農地の区分をお願いします。
５番	ご報告いたします。 議案第３号、受付番号１番、見取図の５ページになります。申請地は沖縄東中学校の西に位置し、現況は更地でした。農地区分は、宅地化の現状が則第４条第１号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね１０ｈａ未満であり、第２種農地としました。 以上です。
議長	ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。

議長	それでは議案第3号、受付番号1番について、委員の意見を求めます。 意見はございませんか。 (進行の声あり) 進行の声がございます。 それでは議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号1番を許承認相当とすることに異議はありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしの声がございます。 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号1番を許承認相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全委員挙手)
議長	全委員が賛成でございますので、議案第2号受付番号1番について、承認相当といたします。 進行いたします。 議案第4号受付番号20番から28番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第4号 受付番号20番から28番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	議案第4号につきましても現地調査が行われておりますので、5番高宮城実一郎委員、現況報告と農地の区分をお願いします。
5番	ご報告いたします。 受付番号20番、見取図の6ページになります。申請地は池原市営住宅の北に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしており、第3種農地としました。 受付番号21番、見取図の7ページになります。申請地は美里中学校の北に位置し、現況は畑及び駐車場でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。 受付番号22番、見取図の8ページになります。申請地は美東小学校の北に

議長	位置し、現況は更地でした。農地区分は、上下水道が埋設された道路沿いであり、尚且つ 500 メートル以内に公共施設、医療施設、福祉施設等が 2 以上ある地域にあり、第 3 種農地としました。 受付番号 23 番、見取図の 9 ページになります。申請地は美里中学校の北東に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項に規定する用途の定められた第一種住居地域及び第一種低層住居専用地域にあり、第 3 種農地としました。 受付番号 24 番、見取図の 10 ページになります。申請地は沖縄中央病院の北に位置し、現況はオクラ畑でした。農地区分は、宅地化の現状が則第 44 条第 1 号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であり、第 2 種農地としました。 受付番号 25 番、見取図の 11 ページになります。申請地は美東小学校の西に位置し、現況は一部更地・一部草地でした。農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第 3 種農地としました。 受付番号 26 番、見取図の 12 ページになります。申請地は美東小学校の北に位置し、現況は更地でした。農地区分は、宅地化の現状が則第 44 条第 1 号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であり、第 2 種農地としました。 受付番号 27 番、見取図の 13 ページになります。申請地は美東小学校の北に位置し、現況は更地でした。農地区分は、宅地化の現状が則第 44 条第 1 号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であり、第 2 種農地としました。 受付番号 28 番、見取図の 14 ページになります。申請地は沖縄東中学校の西に位置し、現況は更地でした。農地区分は、宅地化の現状が則第 44 条第 1 号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であり、第 2 種農地としました。 以上です。 ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第 4 号、受付番号 20 番から 28 番について、委員の意見を求めます。1 番島袋孝栄委員。
1 番 事務局 議長	受付番号 24 番の法人について、どのような会社なのか、事業の主な内容は何でしょうか。 法人登記簿記載の事業目的では 1 番目に不動産の売買交換・賃貸借及びその仲介並びに所有管理及び利用、2 番目にホテル旅館その他宿泊施設の経営、3 番目に建築物の清掃補修及び管理、4 番目に物品販売及び輸出入行、5 番目に飲食店業、6 番目に全各号に付帯関連する一切の事業、となっております。 他に意見はございますか。6 番仲宗根光夫委員。

6 番	同じく 24 番についてですが、進入路の間口を切って入りやすくするための転用ですか。
事務局	概ねその通りです。進入路間口を拡張した形となっています。
議長	他に意見はございませんか。
	(進行の声あり)
議長	進行の声がございます。 それでは議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号 20 番から 28 番を許可相当とすることに異議はありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしの声がございます。 議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号 20 番から 28 番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。
	(全委員挙手)
議長	全委員が賛成でございますので、議案第 4 号受付番号 20 番から 28 番について、許可相当といたします。 進行いたします。 議案第 5 号、受付番号 7 番から 8 番、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借でございます。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 5 号 受付番号 7 番から 8 番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	議案第 5 号につきましても現地調査が行われておりますので、5 番高宮城実一郎委員、現況報告と農地の区分をお願いします。
5 番	ご報告いたします。 議案第 5 号、受付番号 7 番、見取図の 15 ページになります。申請地は北美土地改良区内にあり、沖縄職業能力開発大学校の南に位置し、現況は菊畑でした。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第 10 条に規定する、別紙 9 の第 2 の 2 に該当すると判断しました。 受付番号 8 番、見取図の 16 ページになります。申請地は池原土地改良区内

	にあり、沖縄職業能力開発大学校の北東に位置し、現況は畑でした。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第10条に規定する、別紙9の第2の2に該当すると判断しました。 以上です。
議長	ただいま、事務局説明と現地調査報告がございました。 議案第5号、受付番号7番から8番、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）について意見を求めます。 この2件とも、新規ではなく更新でよろしいですか。
事務局	更新でございます。
議長	意見はございませんか。 （進行の声あり）
議長	進行の声がございます。 それでは議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）について、受付番号7番から8番を承認することに異議はありませんか。 （異議なしの声）
議長	異議なしの声がございます。 議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、受付番号7番から8番を承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。 （全委員挙手）
議長	全委員が承認することに賛成でありますので議案第5号、受付番号7番から8番を沖縄市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4項第1項第1号に該当することとし、承認いたします。 進行いたします。
議長	議案第1号から第5号までのご審議、たいへんお疲れ様でした。 これをもちまして、令和6年度第404回総会を閉会いたします。

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和6年 6月 25日

会 長 宮城徳重 

議 長 宮城徳重 

4 番 岸部 忍 

8 番 松堂 直子 